

医療法人 清水桜が丘病院

# デイケアセンター



〒085-0805

北海道釧路市桜ヶ岡3丁目 12-23

医療法人 清水桜が丘病院 デイケアセンター

電話 (0154) 92-2500

Fax (0154) 92-2700

# デイケアセンターのご案内

当院に通院されている方、又は他の精神・神経科に通院されている方で、

☆生活のリズムを立て直したい人

☆話し合える仲間が欲しい人

☆休息の場、やすらぎの場を必要としている人

☆仕事につきたいけれど、まだ自信の持てない人

などが、社会参加の準備をするところです。

毎日色々な活動を通して、それぞれの目標に向かって楽しく過ごしましょう。

## 通所日時

- ・月曜日から金曜日
- ・午前9：30～15：30まで
- ・ショートケア 午前 9：30～12：30まで  
午後 12：30～15：30まで

## 交通手段

☆無料送迎バス運行（土・日・祝日は休み）

詳細は、別紙時刻表にて

## 一日の流れ

### 一日の流れ

9:30	10:00	10:30	11:00	11:45	12:00	12:45	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30
ミーティング	ラジオ体操第	プログラム		趣味	昼食	趣味		ラジオ体操第	プログラム		ミーティング 片付け	送迎バス
				[入浴]		[入浴]						

### 入浴について

・女性→11:30～12:15

・男性→12:45～13:30

※水曜日は清掃のため入浴はありません。

## 持ち物 カギ付きロッカーをご利用できます

- ・スリッパ ・運動靴(運動する時には、必ず履き替えましょう)
- ・コップ ・お薬(お昼のお薬のある方) ・お風呂道具

## 料金について

通所および昼食の費用には各種医療保険や生活保護法が適用されません。

【1回の利用料】自己負担金(H26年6月現在)

		初回もしくは精神科病院退院後	
		～1年以内の期間	～1年超えた日から
自立支援医療(精神通院医療)併用の場合			
国民健康保険・社会保険			
非課税世帯	限度額	¥2,500	
		1回目～3回目	¥820
		4回目	¥40
			¥770
非課税世帯	限度額	¥5,000	
		1回目～6回目	¥820
		7回目	¥80
			¥380
課税世帯の 重度かつ 継続の方	限度額	¥5,000	
		1回目～6回目	¥820
		7回目	¥80
			¥380
	限度額	¥10,000	
		1回目～12回目	¥820
		13回目	¥160
			¥760
課税世帯	限度額	¥20,000	
		1回目～24回目	¥19,680
		25回目	¥320
		26回目	—
課税世帯	限度額なし		
	1回目～	¥820	¥770
自立支援医療(精神通院医療)併用していない場合			
国民健康保険・社会保険(3割負担)			
	限度額なし	1回目～	¥2,470
	生活保護受給者の方		¥2,320
	医療費のかかってない人		¥0
	重度心身障がい者医療受給者証のある方		¥0
	非課税世帯	1回目～	¥0
	課税世帯	1回目～	¥820
			¥770

☆ ショートケアのご利用は1回¥420～¥400(自立支援併用)・¥1,270～¥1,210(3割負担)程になります。

☆ 自立支援医療併用の方は限度額を超えたら費用は一切かかりません。  
(自立支援受給者証に登録の保険医療機関、調剤薬局・・・でかかった自立支援医療対象疾患の保険負担費用すべて対象)

☆ 限度額はご本人、世帯の収入によって決まります。(自立支援受給者証に記載されておりますのでご確認ください。)

☆ ご不明な点はデイケアスタッフ、病院事務までお気軽にご相談下さい。



釧路バスをご利用の場合

⑰番白樺線、⑱番白樺線

『桜ヶ岡6丁目』または『電話交換局前』  
で下車しますと、徒歩5分程度です。